

函館市都市計画法施行条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

市では、市街化調整区域の一部区域の土地利用について、都市計画法の規定に基づき、函館市都市計画法施行条例において建築制限を行っており、高齢者の介護施設等については、郊外立地による都市機能の拡散防止の観点から建築できないものとしているところであります。

このたび、介護保険法の一部改正により、「介護医療院」が創設されたことから、制限する建築物の用途に「介護医療院」を追加する改正をしようとするものです。

2 改正（案）の概要

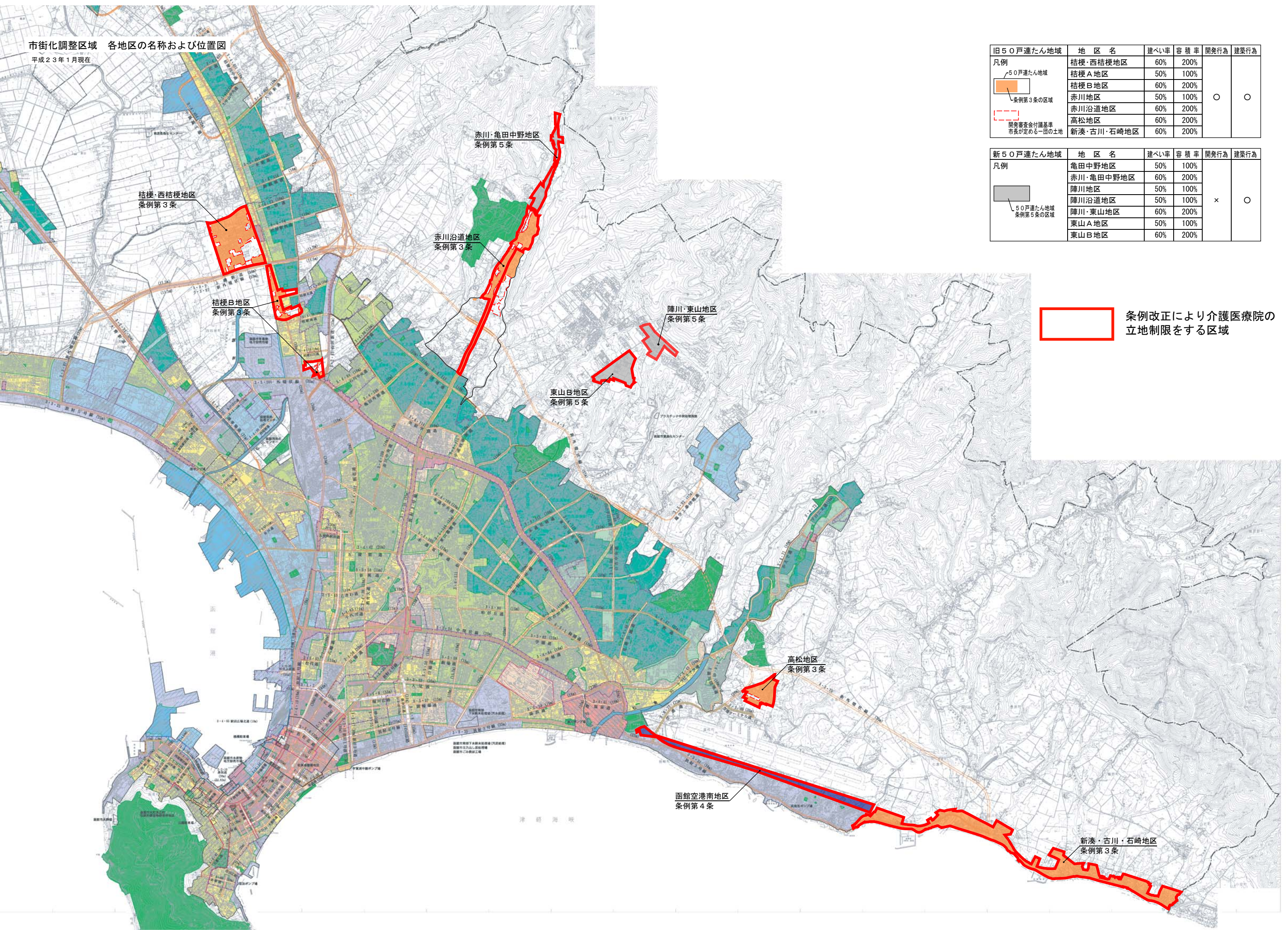
条例別表中の建築を制限する建築物の用途に「介護医療院」を追加し、その用途に供する建築物の立地を制限します。

3 改正の時期

この条例改正は、平成30年第3回市議会定例会に議案を提出し、議決後、公布および施行を予定しています。

市街化調整区域 各地区の名称および位置図

平成23年1月現在



旧50戸連たん地域	地区名	建ぺい率	容積率	開発行為	建築行為
凡例 50戸連たん地域 条例第3条の区域 開発審査会付議基準 市長が定める一団の土地	桔梗・西桔梗地区	60%	200%	○	○
	桔梗A地区	50%	100%		
	桔梗B地区	60%	200%		
	赤川地区	50%	100%		
	赤川沿道地区	60%	200%		
	高松地区	60%	200%		
新湊・古川・石崎地区	60%	200%			

新50戸連たん地域	地区名	建ぺい率	容積率	開発行為	建築行為
凡例 50戸連たん地域 条例第5条の区域	亀田中野地区	50%	100%	×	○
	赤川・亀田中野地区	60%	200%		
	陣川地区	50%	100%		
	陣川沿道地区	50%	100%		
	陣川・東山地区	60%	200%		
	東山A地区	50%	100%		
	東山B地区	60%	200%		

条例改正により介護医療院の立地制限をする区域